



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年9月17日金曜日 第2202号

◇ 目次 ◇ 告 示

解除予定保安林(2件).....	662
公有水面埋立免許.....	662
道路の区域変更(県道岩城弓削線).....	663
道路の供用開始(").....	663
道路の区域変更(県道岩城環状線).....	663
道路の供用開始(").....	664
建設業者の許可の取消し.....	664
土地改良事業の工事完了の届出(4件).....	664
道路の供用開始(県道烏井喜木津線).....	665
道路の区域変更(県道宇和明浜線).....	665
道路の区域変更(県道宇和明浜線).....	665
道路の区域変更(県道宇和明浜線).....	666
落札者等の告示.....	666

公営企業告示

落札者等の告示.....	666
--------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1051号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年9月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除予定保安林の所在場所
今治市古谷乙56の2、乙56の6、乙57の6、乙67の4、乙143の63、乙143の64、乙143の65、乙143の66
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1052号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年9月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除予定保安林の所在場所
八幡浜市五反田2番耕地424の2、2番耕地514の2、2番耕地522の3、2番耕地529の4、2番耕地530の2、2番耕地530の3、2番耕地531の3、2番耕地532の3、2番耕地587の2、2番耕地587の3、2番耕地1065の2、2番耕地1067の2

- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
農道用地とするため

○愛媛県告示第1053号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成22年9月17日

東予港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

- 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
新居浜市
新居浜市一宮町一丁目5番1号
代表者 新居浜市長 佐々木 龍
新居浜市松原町15番23号

- 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

新居浜市惣開町乙1番23から同市惣開町乙31番21までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から9点までを順次直線で結んだ線並びに9点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L.+3.70メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(新居浜市惣開町乙1番26地内の民有護岸に設置された金属釘)は、北緯33度57分52秒、東経133度15分01秒の地点

1点は、基点から真北121度58分07秒430.81メートルの地点

2点は、1点から真北36度05分14秒9.36メートルの地点

3点は、2点から真北2度41分13秒65.00メートルの地点

4点は、3点から真北92度41分13秒3.62メートルの地点

5点は、4点から真北2度41分13秒116.53メートルの地点

6点は、5点から真北316度55分47秒47.53メートルの地点

7点は、6点から真北226度55分47秒3.62メートルの地点

8点は、7点から真北316度55分47秒4.00メートルの地点

9点は、8点から真北2度24分49秒12.13メートルの地点

ウ 面積

42,837.04平方メートル

- 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

新居浜市惣開町乙1番26から同市惣開町乙31番22までの地先公有水面及び同市惣開町乙1番26から同市惣開町乙31番21までの陸域

イ 区域

次のa点からo点までを順次直線で結んだ線及びo点とa点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（新居浜市惣開町乙1番26地内の民有護岸に設置された金属鈔）は、北緯33度57分52秒、東経133度15分01秒の地点

a点は、基点から真北156度21分45秒176.97メートルの地点

b点は、a点から真北263度34分48秒102.86メートルの地点

c点は、b点から真北354度33分46秒171.83メートルの地点

d点は、c点から真北83度34分48秒383.07メートルの地点

e点は、d点から真北133度37分14秒30.96メートルの地点

f点は、e点から真北106度17分33秒39.70メートルの地点

g点は、f点から真北117度30分07秒65.73メートルの地点

h点は、g点から真北111度10分28秒84.36メートルの地点

i点は、h点から真北174度45分38秒47.12メートルの地点

j点は、i点から真北204度46分10秒99.66メートルの地点

k点は、j点から真北115度13分10秒67.35メートルの地点

l点は、k点から真北25度41分20秒5.00メートルの地点

m点は、l点から真北115度13分08秒107.79メートルの地点

n点は、m点から真北204度18分14秒219.67メートルの地点

o点は、n点から真北305度56分23秒464.31メートルの地点

ウ 面積

168,158.52平方メートル

3 埋立地の用途

化学工業用地

4 埋立免許年月日

平成22年9月9日

○愛媛県告示第1054号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年9月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	岩城弓削線	越智郡上島町生名67番22から 同町生名55番2まで	旧	メートル 16.5～40.0	キロメートル 0.086	
			新	19.5～41.0	0.086	

○愛媛県告示第1055号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年9月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	岩城弓削線	越智郡上島町生名67番22から 同町生名55番2まで	平成22年9月17日

○愛媛県告示第1056号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年9月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	岩城環状線	越智郡上島町岩城5570番2から 同町岩城5563番2まで	旧	メートル 8.4～20.0	キロメートル 0.100	
			新	8.4～18.0	0.100	

○愛媛県告示第1057号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成22年 9月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	岩城環状線	越智郡上島町岩城5570番2 から 同町岩城5563番2 まで	平成22年 9月17日

○愛媛県告示第1058号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。
 平成22年 9月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般 - 18) 第311号	平成18年 10月31日	(株)スイヨー	岩崎 恭明	新居浜市菊本町2 - 14 - 33	平成22年 8月11日	建築工事業 消防施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(特 - 19) 第8967号	平成19年 12月 8日	水機建設(株)	清水 将史	今治市古谷甲82 - 2	平成22年 8月12日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 17) 第13112号	平成17年 7月19日	建伸工業	木村 高信	今治市波方町大字小部甲295	平成22年 8月19日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 18) 第3980号	平成18年 6月19日	(株)丹治建設	丹治 明文	今治市松本町4 - 6 - 8	平成22年 8月20日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 17) 第13334号	平成18年 3月 4日	瀬戸内カッター工業(株)	村上 幸生	今治市国分2 - 9 - 37	平成22年 8月24日	土木工事業、ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 17) 第7390号	平成17年 11月10日	(株)松木組	松木 智也	四国中央市土居町北野1631	平成22年 8月25日	土木工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1059号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、内子町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成22年 9月17日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	宮ノ下地区	平成22年 3月10日
農業用道路整備事業	下和田地区	平成17年 2月28日
暗渠排水事業	中組地区	平成15年 3月10日
農業用道路整備事業	中組地区	平成14年 3月15日
農業用排水施設整備事業	中組地区	平成15年 3月10日
団体営農道整備事業	寺村地区	平成17年 3月25日
農業用道路整備事業	本川地区	平成16年12月20日
農業用排水施設整備事業	本川地区	平成17年 3月25日

土地改良総合整備事業	庚申松地区	平成15年 3月10日
------------	-------	-------------

○愛媛県告示第1060号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、西予市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成22年 9月17日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（農道）	大西地区	平成20年 2月29日
県単独補助土地改良事業（農道）	西地区	平成20年 3月21日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	遊子谷地区	平成20年 1月25日
農業用道路整備事業	田穂地区	平成16年 2月27日
農業用排水施設整備事業	田穂地区	平成16年 1月13日
農業用排水施設整備事業	野村東地区	平成16年 1月31日

農業用道路整備事業	野村東地区	平成16年 3月20日
農業用道路整備事業	田之浜地区	平成14年 1月10日
ほ場整備事業	舟坂地区	平成11年 1月31日
地域農業経営確立支援事業	道野々地区	平成10年 3月25日
中山間地域農村活性化総合整備事業	惣大地区	平成10年 3月20日
農業経営基盤強化支援対策事業	中峰上地区	平成 9年 2月15日
農業経営基盤強化支援対策事業	オクビ地区	平成 9年 2月15日

○愛媛県告示第1061号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、西予市宇和町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

○愛媛県告示第1063号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成22年 9月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町三机字佐市乙4250番5から 同町三机字佐市乙4231番7まで	平成22年 9月17日

○愛媛県告示第1064号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成22年 9月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和明浜線	西予市明浜町依津2番耕地670番2から 同町依津2番耕地1039番1地先まで	旧	メートル 4.6～20.4	キロメートル 0.673	
		西予市明浜町依津2番耕地670番2から 同町依津2番耕地1039番1まで	新	13.0～62.8	0.673	

○愛媛県告示第1065号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成22年 9月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

平成22年 9月17日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ほ場整備及び暗渠排水事業	久保地区	平成16年 1月30日

○愛媛県告示第1062号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、西予市三瓶町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成22年 9月17日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用道路整備事業	朝立西地区	平成14年10月31日

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和明浜線	西予市明浜町俵津2番耕地1039番1地先から	旧	メートル 4 3~16 2	キロメートル 0.623	
		同町俵津2番耕地10番3まで				
		西予市明浜町俵津2番耕地1039番1から	新	4 3~16 2 13 5~30.0	0.623 0.480	
		同町俵津2番耕地10番3まで				

○愛媛県告示第1066号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 9月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和明浜線	西予市明浜町俵津2番耕地10番3から	旧	メートル 4 3~16.0	キロメートル 0.122	
		同町俵津2番耕地14番地先まで				
		西予市明浜町俵津2番耕地10番3から	新	7.0~23.0	0.122	
		同町俵津2番耕地26番1まで				

○愛媛県告示第1067号

次のとおり落札者を決定した。

平成22年 9月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
指紋情報管理システムの借入れ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成22年 7月30日	NECキャピタルソリューション株式会社四国支店 香川県高松市中野町29番2号	4,221,000円 (月額)	一般競争入札	平成22年 6月18日
110番情報管理システム及び地図検索システムの借入れ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成22年 8月10日	日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目15番12号	5,302,500円 (月額)	一般競争入札	平成22年 6月25日

公 営 企 業 告 示

○愛媛県公営企業告示第5号

次のとおり落札者を決定した。

平成22年 9月17日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
発電用水利設備（水車ランナ一式）の購入（運搬、搬入等一式を含む。）	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成22年 9月 8日	株式会社東芝四国支社 香川県高松市寿町二丁目2番7号	59,850,000円	一般競争入札	平成22年 7月30日